

資料

日本外交協会におけるカール・ブレッシング、 西ドイツ・ブンデス銀行総裁講演

—昭和38年4月23日—

今回日本銀行総裁のお招きにより美しい貴国を訪れ、古くからの友人と再会できたことはわたくしの非常な喜びであり、また本日わたくしの最も古い友人の一人である田中鉄三郎氏の御厚意によりこの講演の機会を与えたることははなはだ光榮である。わたくしは種々の報告や風聞だけで聞いていた日本について、かねてからもっとよく知りたいと思っていた。わたくしならびにわたくしの同僚であるテュンゲラー・ブンデス銀行理事は、まず皆様の温かい御厚情に対し衷心からお礼を申し上げたい。

日本と西ドイツの両国民は昔から固い友情で結ばれており、ドイツ国民は、日本がアジアにおける指導的な工業国に発展するのを賞賛の念をもって見守ってきた。われわれは日本が第2次世界大戦によってこうむった多くの苦難と困難に対し、心から同情申し上げたのであるが、同時に日本が戦争の痛手から急速に立ち直り、歴史上ほとんど比類をみないような経済復興を成し遂げたことに對し、改めて畏敬の念を新たにするのである。この賞賛すべき日本の経済復興が何よりも日本国民の伝統的な美徳、すなわち困難を克服する力、勤勉性、技術力と適応性、節儉と中庸の精神によるものであることをわたくしどもはよく知っている。

わたくしの國も、貴国と同様1945年に零からはじめなければならなかつた。当時のドイツは瓦礫と灰の山ばかりで希望はほとんどなかつたのである。わが国のうち自由な部分すなわちドイツ連邦共和国がこのような終戦直後の悲しむべき状態を克服することができたのはなにゆえであったか。一言で申し上げれば、もう一度高い生活水準を取り戻そうという西ドイツ国民の希求、このために努力しようとする國民の意志、マーシャル・プランによる寛大な援助、経済統制の撤廃、厳しくはあったが有益であった通貨改革、健全な金融政策、政局の安定、貿易および為替取引の自由化、諸外国との協力ならびに新たな国際分業への参加、これらすべてがその原因であったのである。

世界経済をささえる自由の原理

戦後いちはやく自由世界の諸國家が再び團結し、密接な国際協力の基礎の上に自由な秩序を築き上げたことはわれわれにとって非常に幸運であった。国際通貨基金、世界銀行、関税および貿易に関する一般協定(GATT)、欧州経済協力機構(OECD)および欧州支払同盟など、これらすべての機関は最初から自由化の推進、双務主義の廢止、多角主義の導入すなわち一言でいえば保護主義に反対する目的で設立されたものである。われわれが漸進的に貿易および為替の自由化を進め、1958年末に主要通貨の交換性を回復することができたのも、これら諸機関に負うところが大きいのである。

西ドイツおよび日本のような、原材料、食糧の輸入なしには生存できず、しかも輸出によっての

みこの輸入をまかなうことのできる国は、貿易および為替取引の自由化により大きな利益を受けている。したがって、われわれが過去15年にわたり築き上げた自由な世界経済秩序を維持し、1930年代に経験したような状態を2度とひき起こしてはならないということがきわめて重要なのである。

現行通貨体制の維持と国際金融協力

自由な貿易および為替取引を維持することができるかどうかは国際通貨情勢のいかんにかかっている。年輩のかたがたは、1931年における国際通貨組織の崩壊が直ちに保護貿易主義と分裂化を招いたことを想起されるであろう。わたくしは1931年と同様な事態が今日起るとは考えていない。もっとも、現在の金為替本位制度のなかに諸々の危険性が内包されていることは事実であって、かりに各国中央銀行がその保有するドル残高

の相当部分を一夜にして金に交換するならば、その結果は疑いもなく恐慌であり、しかもドルが自由世界の基幹通貨であり準備通貨である関係上、自由世界全体の金融機構は危険にひんすることとなる。しかしながら、ドルの信認が保持される限りこのような危険性はない。現実の問題として、外国為替市場でしばしば緊張をみているにもかかわらず、ドルの信認が保持されているのは幸いなことである。パンデスバンクがドルに信頼を置いていることは、その保有する金以外の約30億ドルの通貨準備を米国で運用していることからも明らかである。今日金為替本位制およびそれに内在する危険性の下で、われわれが支障なく過ごしていくけるのは、現在の国際金融協力およびIMFの豊富な運用資金の賜であるとわたくしは確信する。今日達成された協力の精神からみて、どこかの国が唐突な行動をとって現在の国際金融機構をくつがえすようなことはまず考えられない。

金融面における国際協力はかつてないほど緊密なものとなりつつある。各国の中央銀行は、国際金融制度を円滑に機能させるために共通の責務を負っているということをよく承知しており、事実、最近数年間において、一時的な国際収支困難に陥った国に対し、各國中央銀行がいつでも援助を与える用意があることをしばしば実証した。中央銀行間の協力は、単に外国為替市場における一時的な相互援助や、金市場に対する共同の態度——ロンドン金市場における介入のため主要中央銀行によって設けられた金プールを想起されたい——だけでなく、同時に、最も重要なことであるが、各國間における金融政策の協調をもその内容としている。国際機構を通ずる協力としては、IMF、国際決済銀行、経済協力開発機構(OECD)あるいはEECの通貨評議会などにおいて、金融情勢の推移が常時研究され、論議されているのである。また金融政策を規制する行動規準

(rules of the game)が漸次確立され、個々の国はこれを手やすく回避できなくなってきた。状況いかんによってはいくつかの国々が国際金融秩序に対する責任について、率直に注意を喚起される場合があるし、必要とあれば、小国であると大国であるとを問わず、あるいは黒字国であると赤字国であるとを問わず、道義的な圧力が加えられる。政策協調の面におけるこのような努力は、最近数年間に金融面における節度および仕振りを著しく改善したのである。

ここ数年来米国の国際収支が逆調を示していることは事実で、1962年の赤字は22億ドルに及んだ。しかしながら米国経済の潜在的な力を過少評価することは誤りであると思う。米国が対外経済援助、軍事援助により国際収支上大きな負担を負っているにもかかわらず、国際収支の赤字幅は米国からの民間資本輸出額を若干ながら下回っている。また米国の政府および民間の対外投資総額は約600億ドルに達している。これは、米国が先物ポジションではきわめて強いが、直物ポジションではやや弱い状態にあると表現してもよいであろう。したがって、今後国際収支問題が本当に深刻化したような場合があっても、米国としてはおそらく金利を引き上げ、資本流出を削減することによって、この事態をきわめて短期間に収拾することができるであろう。

欧州では、金利格差に基づきなお米国からの短期および長期資本のかなりの流入が続いている。わたくしは、ほぼ同じようなことがカナダと日本についてもあてはまるのではないかと考えている。他面米国の基本的な国際収支要因がこのところ改善をみつつあることもまた事実である。米国では数年来欧州に比べ、コストおよび物価の抑制にみるべき成果を収めてきた。米国の物価は最近かなり安定しており、クリーピング・インフレーションは止まっているのに対し、欧州ではコス

トインフレが依然続いている。したがって米国の国際競争力は大幅に向上了。これは必ずや今後の米国の国際収支動向に影響を及ぼすことになる。

ところで、ポンドは最近為替市場である程度投機筋の攻撃対象になっている。このような事態を招いた原因は、ある程度プラッセル交渉決裂のせいであるが、またある程度はポンドの屈伸レート制採用の論議——これについては海外であまりに関心を集め過ぎた感があるが——にも原因がある。たしかに英國の一部には、国際収支悪化に基づく金融引締め政策を歓迎せず、さらに国際収支にいまほど気を使わずに、もっと高い成長率を達成することが可能であると信じている向きがある。しかしこういう見方が決定的な影響力をもっているとは思われない。ともあれ、ポンドは若干困難な立場にある。巨額の外国資金の運用対象である準備通貨として、ポンドは交換性回復以来ドルと同様に投機の波にさらされやすくなっている。しかし英國の基礎的国際収支は最近悪化するどころか改善されており、したがってポンドの将来を悲観視すべき明確な根拠は何もない。周知のとおり、英國はいつでも IMF のスタンダードバイ・クレジットを引き出すことによって、あらゆる投機筋の攻撃に対抗することができる。そのうえ、各国中央銀行も救いの手をさしのべる用意がある。IMF と各国中央銀行の援助が組み合わされれば、ドルのみならずポンドに対するいっさいの投機筋の攻撃は失敗せざるを得まい。

これと関連し、わたくしは次に最近大いに活発化した中央銀行間のいわゆる「スワップ取決め」について若干述べたい。この種のスワップ取決めは、結局中央銀行が相互に信用供与を行なうことであるがゆえに不健全であるといわれているが、これはいわれのない批判であると思う。スワップ取決めの当事者は、かかる取決めが国際収支の基

礎的な不均衡を是正しうるものでないことを百も承知している。それがこれまで目的としてきたところは、短期の混乱に対して一時的な資金援助を与えるということに尽きており、そのような限られた目的に対して有効であることはすでに実証済みである。この取決めが将来、たとえば米国財務次官(脚注)の提案したような形で、国際流動性が不足した場合の対策として利用されるようになるかどうかは、さしあたり論ずる必要のない問題である。各国金融当局者の大部分の意見によれば、現在の国際流動性は十分だとされている。それにもかかわらず、米国が 2 年前から、少額とはいながらも通貨準備の一部を外国通貨でもつようになっていたのは特筆すべきことである。米国の国際収支が再び黒字ポジションに転じた場合——その公算はきわめて強い——には、この新しいアイデアは、予想されるドル不足の緩和策として、かなりの重要性をもつことになろう。

(脚注) ローザ財務次官は、将来米国が国際収支黒字圏になった場合にも、現在行なわれている中央銀行間のスワップ取引の方法により、米国がドル不足圏に対して計画的にドルの供給を行ない、国際流動性不足をまかぬことができるとの考え方を明らかにしている。

各国中央銀行の協力と IMF が供与するファシリティがある限り、われわれは現在の金価格と固定為替レートを基礎とした現行国際通貨制度を維持し、さらに国際貿易および国際間の長短期の資本移動に伴うあらゆる実際上の必要を満たしうるよう、この制度を発展させることができるものと、わたくしは確信している。わたくしの考えでは、現在の国際通貨制度は一般にいわれる以上にすぐれており、これまで何度も繰り返され、しかもしばしば矛盾した各種の改革提案でいわれているほど悪いものではないと考える。

欧洲の統合について

さて次に欧洲統合問題について若干私見を申し述べよう。わたくしは日本において、欧洲統合の努力が注意深く見まもられていることを知って

いる。またそれは欧州とできるだけ自由な財貨の交換をはかるという至極当然な利害関係に根ざしたものであろうと思う。1957年にローマ条約が締結された当時、欧州にも6か国間の共同市場創設を疑問視する向きが多かった。EEC実現の見通しがついた時、英国との間にいわゆる大自由貿易地域(Large Free Trade Area)に関する交渉が始まった。しかし、このような計画を実現することがむずかしいことがわかったために、EEC非加盟の数か国は欧州自由貿易地域(EFTA)を結成することになった。この結果、欧州には二つの競争的なブロックが出現し、そのために時の経過とともに、欧州が2大陣営に分裂するという結果を招くおそれが出てきた。このような状態は心ある欧州人のひとしく憂慮するところであった。したがって、いまから2年前に英国がEECに加盟するための交渉にはいる用意がある旨を明らかにした際には、全欧州の統合に賛成するすべての人々は、このような事態の進展を歓迎したのである。そしてEECと英国との長い困難な交渉が開始されたが、交渉が今年の1月に決裂に終わったことは御承知のとおりである。

西ドイツとしては、当面英国およびEFTA諸国のEECへの加入が実現しなかったことを非常に残念に思っている。しかし、われわれはこのような統合がいつかはなんらかの形で実現するという希望を捨てたわけではない。もちろん、今後どのように事態が進展するかをはっきりと予測することはできない。わたくしとしては、EECまたは英国およびEFTA諸国のいずれの側においても、今後の統合をむずかしくしたり、不可能にしたりするような措置をとらないようにすることが非常に大事なことだと思っている。さらに、米国の通商拡大法に関連して提案された、いわゆるケネディ・ラウンドの関税交渉は是が非でも実現されなければならない。EECの域外関税とEF

TA加盟国、米国およびその他諸国による関税の相互一括引下げが、英國のEECへの加入に代わりうるものでないことはもちろんのことである。しかし、それは、今後EEC域内関税の引下げによって、生じることが予想される英國および他の諸国の問題を緩和するのに大いに役立つであろう。

EECに対する批判は、欧州以外はもとより欧州内部でも数多く行なわれてきた。地域的な分離主義、利己的な福祉団体の創設、保護主義などの批判がそれである。わたくしの意見では、これらの批判は誇張されていると思う。EECは第3国にとって若干のマイナス面はあるにしても、同時にプラス面をもっている。EECのように力強く発展する経済地域は、対外的に自由な貿易政策がとられる限り、第3国に対し単に競争者となるだけでなく、良き取引相手でもある。西ドイツについていえば、われわれは長年にわたって商品および金融取引の自由化を主張してきたし、今後もこれを主張するつもりである。それゆえにわれわれとしては、通商拡大法に表明された米国政府の政策を大いに歓迎したのである。しかし、わたくしは農業部門における自由化については、わが国だけでなく、大方の工業諸国において、いまだ解決な非常に困難な問題が残っていることを付言しなければならない。

プラッセル交渉の失敗以来、西ドイツにはある種の不安感が生じたが、われわれとしてはEECを発展させ、最後の成功を得るための努力を今後もゆるめないであろう。繰り返しているが、われわれはそれを通じて、自由かつ開放的なEECの実現に向かって邁進するであろう。

金融面でのEECの当面の目標について

通貨面において、EECはまことに野心的な目標をもっている。そして6か国による欧州通貨同盟、あるいは共同市場通貨に関する議論すら行な

われてきた。

これらの諸計画については、近い将来の目標と遠い将来可能となるかもしれない目標とを区別しなければならない。E E C委員会は固定為替レート制の採用を主張しているが、この点についてわたくしは全く賛成である。屈伸為替レート制は著しく統合の目的に反する。それは緊密な経済統合を不可能にするであろう。E E C委員会は、金融問題について、いっそうひんぱんな協議が行なわれるべきであると主張している。これについてもまた、わたくしはなんら反対するものではない。E E C加盟各国が、それぞれ自国の金融上の諸問題についてお互いに定例的に通報し合い、るべき方策について議論するのはまことに有益である。事実、この方向にそって、一部で信じられているよりもいっそうの発展をすでにみている。現在すでに永続的なものとして、E E C通貨評議会での協議があり、これより若干非公式のものとして、E E C加盟国の中銀総裁がバーゼルの国際決済銀行理事会の月例会合において行なう協議がある。換言すれば、E E C委員会が提唱した中央銀行総裁会議はすでに多少とも存在し、機能しているのである。さらに、E E C加盟国の大蔵大臣もまた定例的に——彼らだけで、あるいは中央銀行総裁も招いて——会合を持っている。かかる協議、とくに金融政策を実行に移す前の事前協議が、一国の金融政策のすべてをカバーすることはもとより不可能であり、金融政策の一般的な方向の変化について行なわれるのみである。もっとも、決定を下す権限は各国金融当局にあるが、金融政策の原則については、とくに6か国の中銀間には、現在すでに高度の意見の一一致がみられる。

E E C委員会が勧告したような相互的通貨援助を制度化すること、あるいは通貨準備をプールする構想については、わたくしは、他の中央銀行の

同僚と同様、疑問を持つものである。このような基金はわたくしにとっては余計なもののように思われる。自動的な資金援助の性格をもついかなる計画も金融的節度(monetary discipline)を低下させるであろう。必要に応じて与えられるIMFによる援助および中央銀行相互間の協調的援助だけで十分である。国際通貨制度について考えうる改革案その他国際金融政策上の重要問題について、E E C諸国が統一的な態度をとるという考え方——これはすべてE E C委員会の意向のように思われるが——に関していえば、ドルとポンドが世界の中心的な準備通貨であることが指摘されねばならない。近年E E C各国の通貨はそのポジションを強化したが、これら諸通貨は国際通貨ではない。通貨問題はE E Cの領域を越えた真に世界的な重要性を持った問題であり、したがって、この問題については、欧州内部だけでなしに世界的規模での協調が必要なのである。事実、このような協調を行なうための十分な機構がすでにIMF、O E C DそしてB I S(国際決済銀行)などの形で存在している。

金融面でのE E Cの長期的目標について

E E C委員会の当面の政策目標についてはこれくらいにとどめよう。E E C委員会の長期的目標、すなわち、欧州通貨同盟および欧州連邦中央銀行制度の創設については、次のように述べたい。共通通貨および欧州連邦中央銀行制度は、共通通商政策のほかに共通財政・予算政策、共通経済・景気政策および共通社会・賃金政策が存在しない限り、つまり加盟国すべてを拘束する法律制定権のある欧州議会を持った单一連邦国家が存在しないかぎり、考えられないものである。したがって欧州統合実現の過程において、統一欧州通貨はその最初のステップではなく、最終のステップなのである。E E Cが多かれ少なかれ主権を有する国家から成る共同体である限り——これは今日

の実情であり、今後数年間(for the next few years)も変わらないであろう——、各国通貨の対内対外両面における防衛は、第一義的には個々の国の責任であろう。さらに、EEC加盟国の通貨はすでに相互に交換可能であり、域内での資本移動を阻害するような制限はほとんど残されていないのである。

欧州諸国における資本移動自由化の現状

ここで欧州における長期および短期の資本移動自由化の現状について若干述べさせていただきたい。共同市場内においては、財貨・サービスの取引、ならびに域内各國いざれにも定住し、あるいは旅行することのできる各国民に認められた権利に直接関連するすべての金融および資本取引は完全に自由化されている。同様に証券取引についても、株式取引所を通じて行なわれる取引である限り、完全に自由化されている。他の加盟国の資本市場における起債、株式取引所に上場されていない証券の取引、長期の貿易信用および中・長期の貸付については、条件付き自由化(EEC委員会との協議を経たうえで、自由化の程度を以前の段階にまで縮小させることができると意味する)が行なわれている。こうした条件付き自由化が認められた取引については、西ドイツおよびベルギーを除いて、個別許可が必要である。その他すべての金融的取引、すなわち短期金融市场(money market)への投資、海外銀行勘定の開設および保持、短期貸付といった純粋な金融業務については、自由化の程度は各加盟国の裁量に任せられている。ここに述べた最終の分野の取引については、自由化の度合いは国によって異なるが、実際上この種の取引は大幅に自由化され、ただ各国金融当局が、望ましからぬ事態が起こった場合に、介入できる権限を留保しているだけである。

西ドイツではすべてが自由化されている。西ドイツ人は誰でも外国に資金を移動し、金を買い入

れることができ、また、EEC域内ののみでなく、あらゆる地域において外国証券を購入し、または事業権益を取得することができる。同様に、外国人は誰でも、西ドイツの証券を購入し、西ドイツ国内に事業所を設立し、また、西ドイツの事業権益を取得することができる。外債もまた、西ドイツ市場では許可なしに発行できる。不幸にして、西ドイツの金利水準は国内の資金需要がおう盛なためなほ比較的高く、したがって現在までのところ、外債発行の可能性はほとんど利用されなかった。

一方オランダでは外債の発行は中央銀行の認可を必要とするが、フランスはまだ自国市場を外債に開放していない。他方、最近イタリアは自国の資本市場において国際諸機関の債券発行を許可するという決定を行なった。

EECに加盟していない欧州諸国は、国際資本移動についてEEC諸国よりも若干厳しい規制を行なっている傾向がある。たとえば、英国は自国の資本市場をスタートリング地域諸国にだけしか開放していない。スイスでは、諸外国に対する比較的多額の貸付および長期貸付についてはスイス中央銀行の許可を必要としている。

最近フランスから、外国ことに米国の企業がEEC諸国内の企業に自由に投資することを認めるのは妥当かどうかという問題が提起された。明らかにこれはフランスが重要な諸産業に対する外国資本の過度の進出を恐れているためであるが、他のEEC諸国は、このフランスの考え方にはそれほど同調する気配を示していない。西ドイツは他の大多数のEEC諸国と同様、自由とは分割しないものであり、資本移動の分野における保護主義は自由世界における統合の努力とはあいいれないものであるとの考えをとっている。

低開発国に対する援助

最後に、わたくしは低開発諸国および開発援助の問題について簡単に触れておきたい。われわれ

は、低開発諸国との貿易は援助の供与と全く同じように重要であり、長期的にはおそらくそれ以上に重要できえあると確信している。最近数年間原材料価格が低水準にあったことによって利益を得てきた工業諸国は、低開発諸国の製品に対し自国の門戸を広く開放すべきである。したがって、自由かつ開放的な貿易政策は、われわれが提供しうる最善の援助であると思われる。

西ドイツは、さらに低開発諸国に対する技術および教育面の援助ならびに資金的援助を第一義的な道徳的義務と考えている。1918年以来、われわれはもはやいかなる植民地をも領有しておらず、またこれまでの植民地領有国とは異なり、特定の地域に対し、いかなる特別の責任をも負っていない。西ドイツの援助は、新旧の友好関係に基づき、一部は直接に、残りは国際協力ならびに国際機関を通して与えられたものである。しかも、これらの援助は通常ひも付き援助ではない。援助にひもを付けてないというこの原則は、本来良識的なものであるが、最近若干の援助供与国がひも付きの貸付を行なっているために、これを維持することがやや困難になってきている。

開発援助は西ドイツにとって決して無視できない資金的負担となっている。ことにわが国が、現在国民総生産の5%をこえる180億マルク以上の資金を毎年国防費として支出しなければならず、またそれ以上に多額の資金をベルリンのために使用しなければならないことを考えれば、なおさらである。1956年から62年末までに、西ドイツは低開発国援助として、二国間取決めおよび多数国間取決めの両者を含め177億マルクを支出した。このうち103億マルクは政府資金、74億マルクは民間資金によるものである。現在、西ドイツは国民総生産の約1%を開発援助に充当している。

さきほど述べたように、われわれは低開発諸国

に対する援助を必要でありかつ正しいことと考えている。しかしながら、その供与方法ならびに資金の使用方法については、さまざまの異なった意見がある。日本も援助の供与国であるので、わたくしは貴国においてもやはり、その方法と目的についてなんらかの考え方方がとられているものと推察する。いずれにしても、援助供与国および被援助国双方において、民間部門ができるだけ主導的役割を果たすことが望ましいとわたくしは考える。しかし、被援助国において企業が国有化され、資産が十分な保護を受けられず、また投資資金の利子および年賦償還金の送金が制限されるような場合には、民間資本を誘引することはできないであろう。われわれのなしうることは、多くの低開発諸国に対し、民間投資を促進するような好条件を作り出すよう、何度も繰り返し勧告することだけである。さらに、援助供与国が、被援助国への経済を賢明で秩序立った形に発展させるために、貢献することも重要であると思われる。そのためには巨大な工場や大規模な産業を興すよりも、むしろ中小産業を育成し、人々の質を高める訓練を行なった方が効果的である。わたくしは、長期間を要したが結果的には大成功のうちに達成された日本の工業化の経験から、低開発諸国は多くのことを学ぶことができるであろうと考えている。

む　す　び

以上わたくしの簡単な「情勢概観」を終える。みなさんの御静聴に感謝したい。本日は、若干の国際的諸問題に対するわたくしの見解を述べるにとどめたが、西ドイツの現状については、昨日の日本銀行における講演で申し上げた。日本の情勢については、わたくしは意見を述べる資格もないし、述べようとも思わない。というのは、わたくしは学ぶために貴国を訪れたのであって、教えるためにきたのではないからである。

(文中小見出しあは便宜上調査局が付したものである。)